

あさらの風



甘木鉄道〈写真提供〉牟田 功

 公益社団法人 甘木朝倉法人会
<http://www.a-houjinkai.jp/>



あさくらの風

甘木朝倉法人会 会長ご挨拶	2
第8回定時総会開催	3
平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動	4
委員会・各支部の活動	5～6
絵はがきコンクール入賞作品の紹介	7
租税教室を受講した小学6年生の感想	8
税に関する広報	9～10
入会法人紹介	11
広告会員紹介	12
所得拡大促進税制はどのように改正されたの?	13



〈写真提供〉牟田功



ご挨拶

会長 阿部 達彦

今年5月1日より「平成」に変わり「令和」の時代が始まりました。元号の「令和」には「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

さて平素より公益社団法人甘木朝倉法人会の活動にご理解、ご協力を頂き誠に有難うございます。一昨年前に記録的な豪雨をもたらした九州北部豪雨災害を受けた東峰村・杷木・朝倉地域の復興も推進していく中、当会では「一步一步あさくら」のスローガンを継承し復興支援事業のお手伝いを行って参りました。

先ほどの「令和」の意味を考えると美しい心には、お互いの絆・利他の精神が描かれます。心を寄せ合い新しい文化を築く朝倉地域を想像致します。

本年度は10月から消費税が10%になり、軽減税率制度も導入されます。今後ともこれらの対応策が必要になりますので、セミナーや各種研修をご案内させていただきます。また、法人会事業の柱であります

- 1 税知識の普及を目的とする事業（決算事務説明会、税務研修、租税教室、広報事業）
- 2 納税意識の高揚目的事業（税に関する作文、絵はがきコンクール）
- 3 税制及び税務に関する提言活動（朝倉市長・市議会議長へ税制改正に関する提言）
- 4 地域企業の健全な発展に貢献（経営無料法律相談、経営講演会）
- 5 社会貢献活動（災害支援活動、各支部講演会、防犯ブザー・飛び出し人形看板寄贈、大平山登山道清掃、イベント参画）
- 6 福利厚生事業（人間ドッグ受診料助成、大同・AIG・アフラック保険推進事業）

などを各委員会・支部、部会を通じて推進して参ります。

最後に法人会が行う各種公益事業の魅力を朝倉地域の皆様にご理解、ご支援して頂けますよう又、当会への普及推進のご協力を賜れるよう鋭意更なる飛躍をめざして参りますのでよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業 | (5) 会員の交流を図るための事業 |
| (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業 | (6) 会員の福利厚生のための事業 |
| (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 | (7) その他この法人の目的達成に必要な事業 |
| (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業 | |

第8回 定時総会開催

日時：令和元年5月24日(金)

場所：甘木観光ホテル 甘木館



第8回定時総会を新たな時代の幕開けとなった令和元年の5月24日林朝倉市長、田中甘木税務署長をはじめ多数の来賓をお招きし、朝倉市甘木の甘木観光ホテル甘木館において開催しました。

まず冒頭全法連会長表彰、県連会長表彰、甘木朝倉法人会会長感謝状の贈呈を行いました。

矢野会長を議長に選出し、有資格社員総数568社に対し、出席・委任状提出社合計383社で定足数を満たしており、矢野会長が総会成立を宣言し、議案の審議を行いました。

第1号議案「平成30年度決算報告承認について」、第2号議案「任期満了に伴う役員を選任について」が審議され、

それぞれ満場一致で承認されました。特に第2号議案では、理事23名・監事2名が承認されました。

引き続き平成30年度事業報告、平成31年度事業計画、平成31年度収支予算の報告を行い、その後来賓の林朝倉市長及び田中甘木税務署長から丁寧な祝辞をいただきました。

総会終了後の新役員による理事会で、新会長、副会長、専務理事を選出しました。

懇親会の開催に先立ち、新三役の紹介、阿部新会長から矢野前会長への感謝状の贈呈を行いました。

また、懇親会では会員同士の歓談など楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

表彰・感謝状贈呈

法人会活動にご尽力いただいた方々に感謝状が贈呈されました。皆様、おめでとうございます。

全国法人会総連合会 会長功労者表彰
 単位会功労者 理事 宇都宮 哲彦 様

福岡県法人会連合会 功労者表彰
 県連功労者 副会長 阿部 達彦 様
 単位会功労者 専務理事 高瀬 健次 様
 単位会功労者 理事 綾部 茂明 様
 単位会功労者 理事 原田 幸雄 様

甘木朝倉法人会会長 功労者・感謝状贈呈
 副会長 師岡 俊幸 様
 副会長 井福 勝義 様
 理事 宇都宮 哲彦 様
 理事 山部 裕文 様
 監事 富田 栄一 様

福利厚生事業推進に貢献したことに対する感謝状の贈呈

大同生命保険株式会社 久留米支社 大瀨 淳子 様
 大同生命保険株式会社 久留米支社 小河 勝博 様
 大同生命保険株式会社 久留米支社 緒方 幸子 様

平成31年度事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

毎年の改正により複雑難解化する一方の税法、税制について、正しい知識を身につけてもらうための事業を行う。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与することを目的とした事業を行う。

3. 税制の調査研究及び提言に関する事業

納税者の納得する適正・公平な税制実現のための的確な軽減を行う。

4. 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業

中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援する。

5. 地域社会に貢献することを目的とする事業

中小企業単独ではその要請に応えることが難しい社会的責任を果たすことを目的とした事業を行う。

6. 会員の交流を図るための事業

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的とした事業を行う。

7. 会員の福利厚生のための事業

会員である法人の福利厚生事業の充実と経営の安定、安心を目的とした事業を行う。

8. その他この法人の目的達成に必要な事業

会員の拡大及びこの法人の認知度の向上に努める。

新役員の紹介

定時総会終了後に開催した理事会において、会長、副会長、専務理事及び顧問が選定されました。

新役員を紹介します。

役職名	氏名	事業所名
会長	阿部 達彦	(株)阿部興産
副会長	森山 達巳	(株)森山建材
副会長	藤田 勇助	(株)藤田ふとん店
副会長	坂田 善弘	(有)坂田電気工事
副会長	仲山 昌成	ハトマメ屋(株)
専務理事	高瀬 健次	(公社)甘木朝倉法人会
理事	石井 昭博	(有)絹匠石井
理事	井上 慶一郎	井上紙工印刷(株)
理事	井上 信之	(有)ワイ・エヌ
理事	梶原 教義	(株)カジワラ商事
理事	梶原 雄次	(株)梶原工務店
理事	北川 智英	(株)キタガワ
理事	具嶋 孝一朗	(有)蛭子屋商事
理事	鶴田 陽一	(株)鶴田工業
理事	中村 保真	(有)中村通信建設
理事	廣渡 利秀	広渡商会(有)
理事	藤島 タエ子	甘木魚市場(株)
理事	見山 時男	(有)セイカ
理事	本石 敏明	(有)本石産業
理事	森部 晶伸	森部建設(株)
理事	師岡 哲也	(有)八車荘
理事	安岡 正博	(株)安岡酒造場
理事	山下 太郎	(名)山下衣料店
監事	綾部 茂明	(有)チェック保険サービス
監事	稲葉 武彦	あさくら税理士法人
顧問	矢野 清博	矢野タクシー(株)

平成30年度正味財産増減計算書		
	科目	決算額
経常収益	特定資産運用益	1,593
	受取会費	4,550,740
	事業収益	0
	受取補助金等	8,643,200
	受取負担金	208,000
	雑収益	601,090
	経常収益計	14,004,623
	経常費用	事業費
管理費		2,827,182
経常費用計		18,489,385
	当期経常増減額	▲ 4,484,762
(単位:円)	正味財産期末残高	11,370,350



平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動



平成29年7月の豪雨災害に関して、多くの法人会単体会等から多額の義援金・見舞金を預託していただきました。これらの義援金等については、平成30年度末までにその全額を仮設住宅集会所へのパソコン・プリンターの寄贈、名所旧跡への観光看板の寄贈、朝倉市へ義援金としての寄付等に使用させていただきました。本当にありがとうございました。

また、当会独自の社会貢献事業として、会員事業所に掲げているのぼり旗「一步、一步、あさくら」は、復旧復興の目処が立つまで作成配布することとしています。

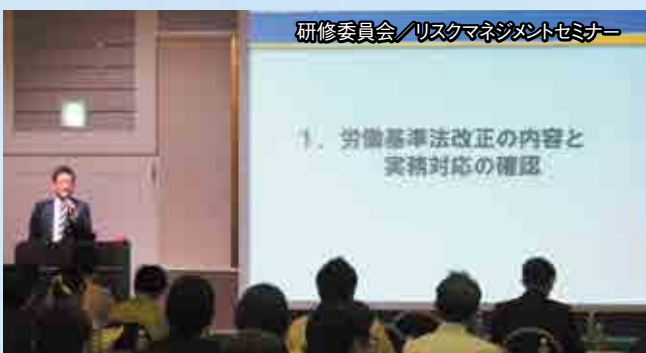
のぼり旗やホールは、雨・風などですぐに破損したり、老朽化してしまうことから、法人会では随時事業所からの申し出により新たなものをお渡ししています。

のぼり旗等交換が必要な場合は、法人会事務局へご連絡ください。

委員会・各支部の活動



甘木三支部 / 甘木中央公園イルミネーション



研修委員会 / リスクマネジメントセミナー



研修委員会 / 経営講演会



研修委員会 / 決算事務説明会



研修委員会 / 大規模法人税務研修会



社会貢献委員会 / ひみこ杯小学生バレーボール大会



社会貢献委員会 / 飛び出し人形贈呈活動



社会貢献委員会 / 防犯ブザー贈呈活動



女性部会 / 税に関する絵はがきコンクール



筑前支部／大黒様物産展 うどん店出店



東部・朝倉支部／新春講演会



南陵支部／筑後川凧揚げ大会



立石支部／大平山登山道清掃活動



女性部会／租税教室(蜷城小学校)



青年部会／租税教室(秋月小学校)



青年部会／租税教室(立石小学校)



税制委員会／税制改正提言活動



筑前支部／草場川桜並木ライトアップ



筑前支部／税務研修会

絵はがきコンクール 入賞作品の紹介

最優秀賞

※学年は、平成30年度当時のものです。

法人会長賞



立石小学校 6年
やひろ なお
八尋 菜緒 さん

法人会女性部会長賞



蜷城小学校 6年
にしおか まい
西岡 舞依 さん

甘木税務署長賞



福田小学校 6年
なか ここあ
中 心愛 さん

優秀賞



甘木小学校 6年
くまがえ
熊谷 りせ さん



朝倉東小学校 6年
みずた やわら
水田 柔良 さん



福田小学校 6年
ごとう わか
後藤 和佳 さん



立石小学校 6年
はらだ かつき
原田 架月 さん



朝倉東小学校 6年
さとう そら
佐藤 澄空 さん



朝倉東小学校 6年
はやし みさき
林 美沙希 さん

租税教室を受講した 小学6年生の感想

税金のはなしをきいて、税金の大切さをすごく感じました。消費税が3%→5%→8%と上がっていることをあまり知らなかったの、知れてよかったです。ビデオを見て、税金がない生活をする、町をせいびする人がいなくなり、道路を通るだけでも交通料がかかったり、税金がすごく大事だと思いました。最後に、「ものを大切に使う」「税金にのみしんを（？）」「他人のことを思いやる人になってほしい」といったので、守れるようにがんばりたいです。



K.Mさん

私は、税金のことなどを聞いて、税金の大切さか、あらためて分かりました。話を聞く前は、何で税金なんてあるんだろうと思いました。税金のおかげで、今の生活があるんだなと思い、税金は国になくてはならない存在なんだと気付かされました。これからは、税金の大切さを考えたり、みんなのために、税金をおさめていきたいと思いました。



K.Yさん

税金がなくなるとゴミがたぐさになって町がきたなくなるので税金は大七刀だと思いました。税金はあってもいいけれど、消費税はない方がいいと思いました。これから、買い物をする時、税金込か考えて買いたいです。税金がなければ、自分たちのおいしさんやおはあさんも働かないといけななので大変だと思いました。これからも税金について考えていきたいです。



M.Sさん

税金があつたら、いやだな〜と思っていたけど、税金がないと不満が増えることがあるので、税金はみんなのためにあることだ、よく分かりました。ではなぜ、来年に消費税が10%になるか分かりません。学校の教科書や、公園などは税金から出しているんだな〜と思いました。このとき、学んで、未来の社会へしっかり生きていきたいです。



N.Kさん

ほくは税金のテレビを見て、ほくも最初は税金がないほうがいいかと思つてたけど、税金がなくなつたらおはあさんも働かないといけなくなつたり、いろいろなものにお金がかかたりして暮らしが、とても大変になつたのを見て、やっぱり、税金があつたほうが、みんなの暮らしが楽になるんだなと思つました。ほかに、いろいろなところに税金が使われているということを知つて、びっくりしました。次からは、物を買うときに、おはあさん、税金があるんだな、やっぱり税金があつてよかったです。お金をはらうかです。



T.Kさん

税金は、はらた分、さつと自分に返つてくるのなんだなと思いました。税金をはらっているおかげで、11月や、消ぼう、道路の通行料、ごみを集めてくれるから、どんどんたまっていく〜。なので、税金ははらいたくなくても、はらわなければならぬということが分かりました。そして、税金があるおかげで、暮らしが豊かになり、楽しく暮らして生活できているということが分かりました。今日はあつた〜と、ごさいました。



Y.Eさん

帳簿及び請求書等の記載と保存 (令和元年10月1日～令和5年9月30日)

軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、制度実施前における請求書等の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《制度実施前の請求書等と制度実施後の区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ <small>※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。</small>
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に
⑥、⑦の記載がないときは・・・

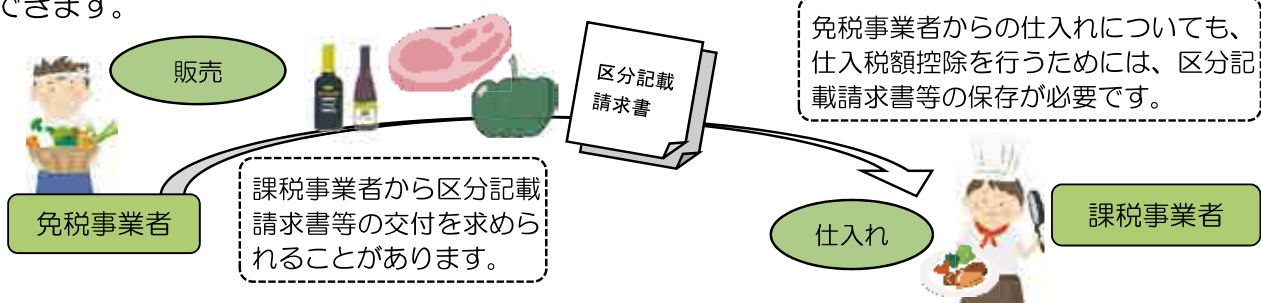


「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

免税事業者の方に留意していただきたい事項

免税事業者の方であっても、課税事業者に軽減税率の対象となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

なお、免税事業者の方も、軽減税率対策補助金（P14参照）による支援措置を受けることができます。



○ 帳簿と請求書の記載例

請求書

(株)〇〇御中

XX年11月2日

割り箸		550円
牛肉	※	5,400円
⋮		
合計		43,600円

(株)△△

(10%対象 22,000円)

(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば、差し支えありません。

総勘定元帳 (仕入れ) (株)〇〇

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
	11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
	11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳 (売上げ) (株)△△

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
	11	2	(株)〇〇 雑貨		22,000
	11	2	(株)〇〇 食料品 ※		21,600
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

おしえて軽減税率 Q&A

Q

軽減税率制度の実施後も、1か月分の取引をまとめた請求書の保存でも仕入税額控除の要件を満たしますか？

A

1か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書等との相互の関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で記載事項（軽減税率の対象品目である旨等）を満たす場合には、これらの書類をまとめて保存することで仕入税額控除の請求書等の保存要件を満たします（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。





＼ご入会ありがとうございます。／

新会員のご紹介

会社名・個人名	業種	所在地等	電話番号
オフィス ブローバ	自動車販売業	朝倉郡筑前町弥永947-1	0946-23-8271
(株)大塚電気	電気工事業	朝倉郡筑前町篠隈562-10	092-555-7410
オリエンタル ホーク	ブリダー業	朝倉郡筑前町三牟田178-1	090-3414-2697
小石原観光タクシー(株)	タクシー業	朝倉郡東峰村小石原鼓2426	0946-74-2738
(有)桜木工芸	内装工事業	朝倉郡筑前町高上76-3	0946-21-1286
(株)三連水車の里あさくら	小売業	朝倉市山田2192-1	0946-52-9300
(同)東峰	タクシー業	朝倉郡東峰村宝珠山6408-3	0946-72-2300
(株)トクノ・ソウケン	建設業	朝倉郡東峰村小石原鼓1925-1	0946-74-2926
(有)原田	土木・運送業	朝倉市板屋809-2	0946-22-8126
ひまわりタクシー(有)	タクシー業	朝倉市杷木池田774-1	0946-62-0043
(株)ビューホテル平成	旅館業	朝倉市杷木志波203-1	0946-63-3515
福寿司	飲食業	朝倉市甘木955-7	0946-22-2320
(株)ハウリン	化粧品 医薬部外品製造販売業	朝倉郡筑前町原地蔵2220-1	0946-21-3330
ホーライ	文具事務用品販売業	朝倉市堤1550-7	0946-23-1161
(有)マルクニ	製材業	うきは市浮羽町高見1273-2	0943-77-3695
(株)三並設備工業	管工事業	朝倉郡筑前町曾根田2395-2	0946-42-8202
和知土地家屋調査士事務所	土地家屋調査士業		
小濱 裕二	(個人)	筑紫野市吉木	
小森 恭平	(個人)	佐賀市鍋島3丁目	
西元 庸平	(個人)	佐賀市鍋島3丁目	
福岡 健太郎	(個人)	佐賀市鍋島3丁目	
宮地 泰光	(個人)	佐賀市鍋島3丁目	

平成30年9月1日～令和元年8月31日(敬称略)

法人会会員の方 会員紹介のページを募集しています。

法人会の広報誌「あさくらの風」では会員の方の紹介ページを募集しております。企業の理念や仕事内容、歴史や社会貢献等。あなたの企業を広く紹介しませんか？



公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階
TEL (0946)24-5757 FAX (0946)23-2844
ホームページ <http://www.a-houjinkai.jp>
メールアドレス a-houjinkai@tea.ocn.ne.jp

会員紹介

ホーライ

弊社は福岡県朝倉市で唯一の「地元密着型サポート&サービス」をコンセプトに、昭和60年の創業以来34年間、文具事務用品販売を中核に、パソコン修理サポート専門店としてパソコン整備士資格者が朝倉市を拠点として近隣の筑前町・日田市・うきは市・筑紫野市・小郡市エリアの法人様、個人様への幅広いサポートを実施致しております。

壊れて動かなくなったパソコンの修理はもちろん、故障したパソコンからのデータ復旧や不要になったパソコン廃棄からデータ消去抹消に至るまで「お客様の困った…」をトータルサポートいたします！

他社や家電量販店、インターネット通販で買ったパソコンや自作パソコンなど、なんでもOKです！パソコンやオフィスでのお困りごとは、大小かかわらずお気軽に【地元密着型サポート&サービス】のホーライまでご用命ください！

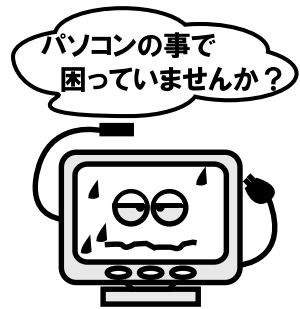


【事業内容】

- 文具事務用品・印章ゴム印・オフィス家具販売
- OA機器・パソコン販売・買取・修理サポート
- パソコンスクール・インターネット通販・HP制作

PC119 パソコンレスキュー パソコンクリニック パソコンサポートサービス

このようなお困りごとはございませんか？
【わからないことがわからない…】
【どこに頼めばよいかわからない…】
【大切なデータを消してしまった…】
など、お気軽にお問い合わせください！



ホーライ

朝倉市堤1550-7

TEL 0946-23-1161 FAX 0946-23-1162

E-mail: info@ho-rai.com HP: http://www.ho-rai.com

朝倉市 パソコン修理

検索

会員をご紹介下さい

ご存知でしょうか？「甘木朝倉法人会」を！

法人会は現在80万社の会員企業、41都道県に440の会を持つ全国組織の経営者の団体です。



活動内容

- 機関誌や各種参考資料の配付
- 国税、地方税の関係法規と経営や経理に関する説明会、講演会、交流会等の開催
- 関係各庁および友好団体との連絡および協調

■年会費

資本金500万円未満	年	3,000円
資本金500万円以上1,000万円未満	年	6,000円
資本金1,000万円以上2,000万円未満	年	10,000円
資本金2,000万円以上3,000万円未満	年	15,000円
資本金3,000万円以上1億円未満	年	20,000円
資本金1億円以上	年	30,000円
管内外に本店を有する法人の事業所	年	3,000円
公益法人およびグループ法人	年	3,000円
賛助会員	年	3,000円

※年の中途に入会される場合は、会費は月割です。

加入のメリット

1. 会員企業の繁栄にプラスになります。
2. 各種福利厚生制度の利用ができます。
3. 税務署に対する苦手意識が解消されます。
4. 貴社に対する税務署の認識が変わります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

AIG AIG損害保険株式会社

「生きる」を創る。
Affac アフラック

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068

朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階

TEL (0946) 24-5757

FAX (0946) 23-2844

H P http://www.a-houjinkai.jp

MAIL a-houjinkai@tea.ocn.ne.jp

各種保険割引

経営者大型総合
保障制度・がん保険

所得拡大促進税制はどのように改正されたの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リサ



所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。わが社の令和元年8月決算においてはどのような点に注意が必要ですか。賃上げしましたので、適用できるといいのですが。

リサさんの会社は前期の決算でもこの所得拡大促進税制の適用を受けていましたね。リサさんの会社は資本金が1,000万円の中小企業者になりますので、中小企業者が適用する際の主な改正点を3つ紹介します。

1つ目は、適用要件として、基準年度(平成24年度)と適用年度の給与総額を比較して、一定割合増加していることとされていましたが、この要件は廃止されました。具体的にリサさんの会社では、前期の平成30年8月決算での適用の際には、基準年度である平成25年8月決算の給与総額と比較していましたが、この比較が不要となりました。

2つ目も適用要件ですが、平均給与等支給額が前年度を超えていることとされていたものが、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していることに改められました。

3つ目は、税額控除割合が原則として基準年度からの給与総額の増加額の10%とされていたものが、前年度からの給与総額の増加額の15%とされました。更に、教育訓練費が増加しているなど一定の場合には10%上乘せされて25%となります。

ただし、これら改正後の所得拡大促進税制は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。なお、控除限度額は、調整前法人税額の20%となっていますので、改正はありません。

サキ先生



継続雇用者の考え方は従来のままですか。

継続雇用者の定義も見直され、継続雇用者の把握が簡素化されました。

具体的には前年度と適用年度の全ての月分で給与等の支給を受けた国内雇用者で、かつ、雇用保険の一般被保険者であって、いわゆる継続雇用制度に基づき雇用される方に該当しない方が対象です。

リサさんの会社では、平成29年9月から平成30年8月まで、更に平成30年9月から令和元年8月までの間、全ての月分で給与の支給を受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者が対象になります。



シンプルになったようですね。前期の決算では継続雇用者の把握が面倒でした。

そうですね、改正前は前年度の途中で入社した方や、適用年度の途中で退職した方など、前年度と適用年度でそれぞれ給与等の支給がある国内雇用者も対象としていたので、把握が少し面倒でした。



継続雇用者の把握が簡素化されたようですので、多くの企業で適用できるといいですね。

★筆者紹介

野川 悟志 (のかわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「税務調査に活かす 図解トレーニング」(大蔵財務協会)など。

HPは [しながわ税経事務所](#)

[検索](#)

法人会会員のみなさまに

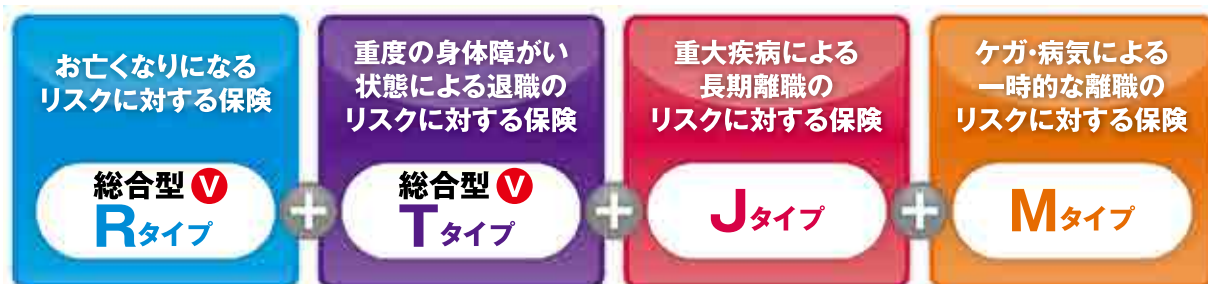
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年3月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社
久留米支社/
福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル3F)
TEL 0942-32-4306

AIG AIG損害保険株式会社
久留米支店/
福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル1F)
TEL 0942-33-0441

F-2018-1044(2019年3月12日)
B-152257 2017-11

—— 法人会加入のおすすめ ——

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。

入会のお申し込み・お問い合わせは _____

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F
Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844

- 編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会
〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844
- 発行日／令和元年10月15日(第62号)
- 印刷・製本／井上紙工印刷株式会社
〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951